

2022年度 決算概要

事務長 松屋 直人

法人単位貸借対照表 (概要) (単位: 百万円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|--------|-------|-----------|-------|
| 流動資産 | 357 | 流動負債 | 135 |
| | | 固定負債 | 333 |
| | | 負債の部合計 | 468 |
| 固定資産 | 1,276 | 純資産の部 | |
| 基本財産 | 862 | 基本金 | 278 |
| その他 | 414 | 国庫補助特別積立金 | 147 |
| | | その他の積立金 | 206 |
| | | 次期繰越増減差額 | 534 |
| | | (内当期増減差額) | 40 |
| | | 純資産の部合計 | 1,165 |
| 資産の部合計 | 1,633 | 負債純資産の部合計 | 1,633 |

法人単位事業活動計算書 (概要) (単位: 百万円)

| 勘定科目 | | 決算額 |
|------------------------------------|---------------|-------|
| サービス活動増減の部 | | |
| 収益 | 介護保険事業収益 | 7 |
| | 就労支援事業収益 | 154 |
| | 障害福祉サービス等事業収益 | 931 |
| | その他の事業及び寄付金収益 | 0 |
| | 収益計(1) | 1,092 |
| 費用 | 人件費 | 700 |
| | 事業費 | 42 |
| | 事務費 | 174 |
| | 就労支援事業費用 | 117 |
| | その他 | 22 |
| 費用計(2) | 1,055 | |
| サービス活動増減差額(3)=(1)-(2) | 38 | |
| サービス活動外増減の部 | | |
| 収益(4) | 5 | |
| 費用(5) | 3 | |
| サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5) | 2 | |
| 経常増減差額(7)=(3)+(6) | 40 | |
| 特別増減の部 | | |
| 特別収益計(8) | 0 | |
| 特別費用計(9) | 0 | |
| 特別増減差額(10)=(8)-(9) | 0 | |
| 当期活動増減差額(11)=(7)+(10) | 40 | |
| 繰越活動増減差額の部 | | |
| 前期繰越活動増減差額(12) | 521 | |
| 当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12) | 561 | |
| 基本金取崩額(14) | 0 | |
| その他の積立金取崩額(15) | 6 | |
| その他の積立金積立額(16) | 33 | |
| 次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16) | 534 | |

※端数処理により、合計が合わない場合があります。

| | |
|---------------------------|----------|
| 社会福祉充実残額 (2023. 3. 31 現在) | -498 百万円 |
|---------------------------|----------|

左欄に、2022年度の法人単位の貸借対照表、事業活動計算書の概要及び社会福祉充実残額を記載しました。

事業活動計算書のサービス活動増減の部における収益(収入)は、新型コロナの影響下、利用率向上努力や、新たな職員処遇改善対策・物価高騰補助金等により、1,092百万円(前年度比104%)となりました。費用(支出)は、職員処遇改善等により、人件費が対前年度比で102%となりましたが、通常費用の節減に努めたこと、施設整備事業が無かったことから、1,055百万円(前年度比101%)となり、サービス活動増減差額は+38百万円と、3期振りに黒字となりました。

また、人件費は、700百万円(前年度比102%)で、収益計(1)に対する比率は、66%と、前年度と比較して1ポイント上昇しました。

当期活動増減差額(11)は、40百万円(前年度比+40百万円)となりました。

3期継続した活動増減差額のマイナスを、プラスに転じることが出来ましたが、健全な法人の運営のために、引き続き収支の健全性維持を図ってまいります。

なお、社会福祉充実残額は、-498百万円となり、福祉サービスに使用されない内部留保がないことが確認されました。

広報 すずらん

発行日: 2023年7月1日 (創刊: 1996年/平成8年)
 発行元: 社会福祉法人すずらんの会 理事長 松屋 直人 URL: <http://www.suzuran.or.jp>
 所在地: 〒252-0328 神奈川県相模原市南区麻溝台7-6-4 TEL: 042-745-8080
 編集: 広報委員会

第88号
2023年7月

2022年度 苦情解決報告について

苦情解決委員会 委員長 川手 美香

2022年度に「ご意見」として検証を行った件数は32件でした。『職員の接遇』に関するものが最も多く、次いで『誤発送、誤送付、未送信』、『提供サービスの内容』となっています。傾向としては、職員の関わり方や対応、情報共有、確認、説明不足によって起こった内容のご意見が多く見受けられました。

苦情解決委員会が目指すところは、いただいたご意見を『サービスの質の向上』に繋げ、『利用者満足度を高める』ことにあります。ご意見・クレームに対して当該事業所が適切な対応ができていないか中立の立場で意見を述べ、検討結果を法人全体で共有する事で、全体のサービスの質の向上に繋がると考えます。

そのために、職員自らが「クレームや要望に気づくこと」、そして、当該事業所において「自浄作用を働かせること」が必要と考え、職員自らがご意見として取り上げる事にも力を入れています。その取り組みにより、自分たちで課題に気づき、課題に向き合い、問題を解決するための様々な取り組みの中から、はじめて質の高いサービスが提供できると考えています。同時に職員間で気づいた事をお互いに指摘し合える関係性を持つことで、不適切な対応を防ぐ事に繋がります。

このように、事業所で取り上げたご意見や外部からいただいたご意見は、当該事業所で状況の把握、対応、再発防止を検討した後、苦情解決委員による事前検討を行い、第三者委員を交えたワーキンググループにより月1回、検証しています。

検証した結果はそれぞれの事業所に返し、同時に「どの事業所でも起こりうる」と認識することで、当該事業所だけではなく、法人全体で共有することでサービスの質の向上に繋げる活動を進めています。

また、昨年度は「ご意見事例集」を作成して法人内各事業所に配布しました。今年度は更新、配布をしながら委員会が中心となって啓発活動に取り組んでまいります。

今後も、サービスの質の向上を目指し、いただいたご意見を活かした活動に取り組めます。

2022年度 ご意見件数の内訳



ほっこり通信

当法人職員が業務の中でほっこりしたエピソードを紹介します♪
 今回は『タートル』の狩野職員のエピソードです♪



私が働いている『タートル』では、利用者の方を送迎するサービスをしています。公用車で1台につき最大7名の方を自宅から事業所への行き帰り送迎をしています。日々の送迎は、送迎担当のドライバー職員が行っていますが、ドライバー職員が不在の時は、他の職員も送迎を行う時があります。私は今年度の4月からタートルに着任しました。送迎業務に就くため、送迎のルート、自宅への到着時間、事故に注意するエリアの確認等、利用者の方を安全に送迎するために必要な事を覚えました。初めて、私1人だけで7名の利用者の方を送迎した日は、内心ドキドキしながら「道は間違っていないか」「時間に間に合うか」との思いで、送迎をしたのを覚えています。そうした中、いつもご自宅前で出迎えていただく保護者の方の笑顔に、何度も気持ちが救われました。また、私1人で送迎をした3回目のこと、後部座席に座っていた利用者の方の会話で「お兄ちゃんの運転上手だね」と、私を指差しながら話をされているのを見聞きました。その時、利用者の方も私と同様に不安な気持ちでいたかもしれない。慣れない職員が運転をしている送迎車で、ドキドキされていたかもしれない。ようやく、少しでも安心して乗車していただけるようになったのかもしれないと思い、気持ちが穏やかになりました。

2023年度4月 新しく入職した職員を紹介します♪



フレンド: 佐伯 浜子
 相模原市在住約20年です。福祉の業界は初めてで、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、一日も早くすずらんの会の戦力となれるよう頑張ります。よろしくお祈り致します。



グリーンハウス: 石塚 杏
 今年度よりグリーンハウス配属となりました、石塚杏と申します。神奈川県出身で、趣味は美術鑑賞です。グリーンハウスの一員として、精一杯仕事に取り組んでいきたいと思っております。

特集 委員会活動紹介！！



すずらの会では横断的な10の委員会組織があり、利用者支援の充実や職員の資質向上を目的とした委員会など、法人内職員で組織されています。今回は、「リスク管理・感染症対策委員会」の取り組みを紹介したいと思います。

リスク管理・感染症委員会の取り組み

リスク管理・感染症対策委員会は、法人が適切なサービス提供を行う上でリスクとなり得る事柄について検討することを目的に設置された委員会です。

コロナ禍においては、これまでに誰も経験したことのないような非常事態の中で、委員会がリーダーシップを取りながら、その時々的情勢に合わせて最善と思われる対策を講じてきました。感染症に限らず、地震等の自然災害が発生した際にも、可能な限りサービス提供を継続し利用者の皆さんの生活を守ることが社会福祉法人には求められています。

そのような場面で、重要な役割を果たしていくリスク管理・感染症対策委員会の取り組みについて、委員長を務める松屋理事長にインタビューしました。



Q. リスク管理・感染症対策委員会について教えてください。

A. 「リスク管理・感染症対策委員会」は、福祉サービスを提供する法人として、最も効果的なリスク軽減策は、適切でより良い福祉サービスを提供することと捉え、各事業所の運営自主点検の実施や、各事業所からの運営状況や利用者の方々からのご意見等の報告を受け必要な改善策を検討するとともに、災害等への対応力を高め、法人の適切でより良いサービス提供の実現に向けて活動しています。

2021年度障害福祉サービス等報酬改定において、感染症や災害への対応力強化を図る観点から、感染症対策及び業務継続に向けた取組の強化が、2024年度から義務化されることになりました。

これに対応するため、昨年度までの「リスクマネジメント委員会」を改組し、今年度から名称を「リスク管理・感染症対策委員会」とし、感染症対策の強化や業務継続に向けた取組の強化への対応を図ることとしました。

Q. 法人の事業継続計画（BCP）について教えてください。

A. 2024年度から、障害福祉サービス事業所に対して、BCPの策定や研修の実施、訓練の実施等が義務付けられることになりました。法人としては、1年前倒しで今年度から次のような対応を進めています。

① 業務継続に向けた計画等の策定

2023年4月1日に法人のBCPを策定し、今後継続的な見直しを行っていく予定です。また、BCPに基づいた各事業所の災害対応マニュアルを、2023年10月1日を目標に策定する計画です。

② 研修の実施

2023年中に、BCPに関する研修計画を策定し、2024年度から実施予定です。

③ 訓練（シミュレーション）の実施 ※従来から実施

従来から実施してきた、安全衛生委員会による、法人全体の総合防災訓練（年1回）を継続して実施していきます。災害対応マニュアルに基づく事業所毎の防災訓練（年2回以上）を実施していきます。

Q. 法人の感染症対策について教えてください。

A. 2024年度から、障害福祉サービス事業所に対して、感染症対策強化のための委員会の設置、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施が義務付けられることになりました。事業継続への取り組みと同じく、1年前倒しで下記の対応を進めています。

① 委員会の開催

感染症対策では、委員会の設置が必要となりますので、2023年度から本委員会に、各事業所から1名以上が参加する「感染対策作業部会」を設置し、感染対策指針や感染対応マニュアル等の制定・見直しや、研修と訓練を実施することとしました。

② 指針の整備

2023年中に策定し、継続的に見直しを実施します。

③ 研修・訓練の実施

2023年中に計画を策定し、2024年度から実施予定です。

Q. 新型コロナウイルスへの対応を振り返って感じることを教えてください。

A. 2020年から感染が拡大した新型コロナウイルスに対して、法人としては国、神奈川県、相模原市からの情報を基に、対応マニュアルを作成し、必要な場合には都度修正を加え、対応してきました。

2カ所の事業所でクラスターが発生しましたが、いずれも短期間で収束させることができました。感染拡大の兆候をいかに早く把握し、早期に適切な対応を行う重要性を痛感させられました。毎日の検温や体調確認、利用者の皆さんへの利用自粛や職員への出勤自粛、グループホームでの行動制限や帰宅要請、余暇活動の自粛等々、利用者の皆さんや職員に大きな影響も与えてしまうこともありました。どこまで感染拡大防止に効果を上げたのかは不明ですが、効果があることを信じて実施しました。

今後、新たな感染症が発生した場合にも、新型コロナウイルス対応における経験をもとに対応していけるのではないかと考えています。

Q. 課題と感じていることを教えてください。

A.

業務継続に向けた取り組みの強化と課題

① 被害想定

法人の事業所が設置されている地域における最も可能性の高い甚大な災害として、地震による建物の倒壊等の被害を想定しています。

東日本大震災時の相模原・大和地区の被害は、停電や公共交通機関の乱れが中心で、建物への被害は限定的でした。職員体制が整っている日中に地震が発生したこともあり、BCPがなくとも、或る程度の対応を行う事ができました。東日本大震災時の津波被災地のような被害が生じ、職員自身の身の安全も確保できない場合、果たしてどこまで利用者の皆さんの必要最低限の生活維持のための活動ができるのか不安ですし、どのような計画を策定したら良いのか、悩むところです。

被害想定を下げれば、実現可能な計画とはなりますが、それでBCP策定の意味があるのかという疑問が湧いてきます。

② 利用者支援と職員の安全・生活確保

福祉事業所として、災害発生時には、利用者の皆さんの安全や生活の確保が使命となるのは当然ですが、職員やその家族の安全や生活の確保も必要となります。どちらを優先すべきかは難しい問題ですし、職員の安全確保のために利用者の皆さんの支援ができないことも想定しなければいけないのかもしれない。



感染症対策の強化と課題

① グループホームにおける感染者発生時の対応

新型コロナウイルスの場合、2類相当と位置付けられ、感染者については入院対応等となることになっていたにもかかわらず、入院等ができないことが多くありました。狭い空間でソートングもままならず、帰宅要請をせざるを得ない状況に追い込まれてしまいました。

今後、隔離対応が必要な感染症が発生した場合、速やかに入院等の対応が可能な体制の構築を望みますが、今回の新型コロナ感染時と同様、現実には不可能だと思われます。適切な対応が不可能と思われる状況への対応計画を、どう策定すればよいのでしょうか。

② 感染確認

発熱等の症状が生じた場合、当該感染症によるものかどうかを判定する必要がありますが、新型コロナウイルスの場合、感染が拡大した初期においては、医療機関等での判定が困難であったため、止むを得ず民間の有料検査を受けたり、発熱等の症状で感染したと見做し、感染者や濃厚接触者としての対応を行いました。感染確認に時間を要したり、症状で感染と見做したことから、感染していなかった方々に、自粛等を求めた可能性もあったと思われます。

感染拡大防止のためには、どうしても広く感染を疑わざるを得ないため、感染者でなかった方々にも、不要な影響を与えることになってしまいました。そこまではする必要はあるのかといった声があった一方、より厳重な対応をしてほしいという声も寄せられました。ご意見をいただくことはあると覚悟をしながら、最善と思われる対応を取ってきました。

③ 感染症対策訓練

国から訓練の実施を求められていますが、どのような訓練を実施すべきなのでしょうか。規模が比較的大きい入所施設等では、ソートング訓練が想定されますが、日中活動事業所やグループホームではどのような訓練をすべきなのか明確な指針が提示されていない状況です。

Q. 今後の展望を教えてください。

A. 事業継続計画や感染症対策指針の継続的な見直しにより、利用者の皆さん、ご家族に安心感を持っていただける計画や指針にしていきたいと考えています。

また、甚大な災害が発生した際には、法人職員だけで対応できることには限りがありますので、近隣住民の皆様の協力を得ることが必要ですので、日ごろから地域とのつながりを大切に事業運営していくことが重要であると考えています。

編集後記

リスク管理・感染症対策委員会の取り組みについて話を聞き、法人として様々なリスクに備えることの重要性について改めて考えさせられました。今後も、皆さんに安心して利用していただけるよう、法人全体として取り組んでいきたいと思っております。（編集：広報委員会）